

中野市及び下水内郡豊田村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

中野市告示第84号

豊田村告示第37号

平成17年4月1日から中野市及び下水内郡豊田村を廃し、その区域を持って中野市を設置することに伴い、豊田村の区域に豊田地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定により、合併前の下水内郡豊田村の区域に中野市豊田地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）支所が所掌する事務に関する事項
- （2）新市建設計画の変更に関する事項
- （3）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （4）その他、市長が必要と認める事項

2 審議会は、当該区域に係る必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募により選任された者

廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書（協議書）

(3) 市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、委員の3分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、審議会の委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(補則)

第8条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この協議は、平成17年4月1日から施行する。

平成16年9月27日

中野市長 青木 一

豊田村長 清野 眞木生